

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			
(令和15年3月末まで有効)			

警 務 第 4 6 1 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察職員の特別休暇の運用について

警察職員の特別休暇の運用については、これまで「青森県警察職員の特別休暇の運用について」（令和4年9月30日付け警務第227号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）が一部改正されたことに伴い、所要の見直しを行い、本年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の運用開始をもって旧通達は廃止する。

記

1 見直しの内容

夏季休暇について、取得期間が6月から10月までの間に拡大した。

2 特別休暇の意義

特別休暇は、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇である。

3 特別休暇の種類、取得期間及び単位

別表「特別休暇一覧」のとおり

4 その他留意事項

- (1) 不妊治療休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数の全てを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- (2) 1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用する特定休暇については1日を単位として取り扱うが、次のいずれかに該当するときは、半日を単位として取り扱うものとする。
 - ア 1回の勤務に割り振られた勤務時間が3時間を超え4時間を超えない時間と

されている場合において、当該勤務時間の全てを勤務しないとき。

イ 1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分を超えない時間とされている場合で、休憩時間を挟んだ前後の時間差が1時間以内であるときの当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないとき。

担当 警務課企画係

別 表

特別休暇一覧（青森県人事委員会規則 13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）第

1	選 挙 等 休 暇	(第1号)	...
2	証 人 等 休 暇	(第2号)	...
3	骨 髄 移 植 等 休 暇	(第3号)	...
4	ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	(第4号)	...
5	結 婚 休 暇	(第5号)	...
6	不 妊 治 療 休 暇	(第5号の2)	...
7	妊 婦 の 業 務 軽 減 等 休 暇	(第6号)	...
8	妊 婦 の 通 勤 緩 和 休 暇	(第7号)	...
9	妊 産 婦 通 院 休 暇	(第8号)	...
10	産 前 休 暇	(第9号)	...
11	産 後 休 暇	(第10号)	...
12	育 児 休 暇	(第11号)	...
13	生 理 休 暇	(第12号)	...
14	配 偶 者 出 産 休 暇	(第13号)	...
15	育 児 参 加 休 暇	(第14号)	...
16	子 の 看 護 休 暇	(第15号)	...
17	短 期 介 護 休 暇	(第16号)	...
18	服 忌 休 暇	(第17号)	...
19	祭 日 休 暇	(第18号)	...
20	夏 季 休 暇	(第19号)	...
21	現 住 居 の 滅 失 等 休 暇	(第20号)	...
22	出 勤 困 難 休 暇	(第21号)	...
23	退 勤 途 上 の 危 機 回 避 休 暇	(第22号)	...

第12条)

1

1

1

2

2

3

3

4

4

5

5

6

6

7

7

8

8

9

10

10

11

11

11

1	<p>選挙等休暇（1号）</p> <p>職員が選挙権その他公民としての権利（公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。）を行使する場合の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間 必要と認められる期間 ○ 取得単位 1日、半日又は1時間
2	<p>証人等休暇（2号）</p> <p>職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間 必要と認められる期間 ○ 取得単位 1日、半日又は1時間
3	<p>骨髄移植等休暇（3号）</p> <p>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け又は入院等をするときの休暇</p> <p>※ 「子」の範囲には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間 必要と認められる期間 ○ 取得単位 1日、半日又は1時間

ボランティア休暇（4号）

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合の休暇

- 1 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- 2 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動
- 3 1及び2に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 4 その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める活動

※ 1の「その他被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

※ 2の「人事委員会が定めるもの」とは、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第5条第11項）等をいう。

※ 3の「その他の日常生活を支援する活動」とは、常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

※ 4の「公共的団体」とは、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条の規定により設立された法人等をいい、人事委員会が定める活動とは、「道路、河川、公園等の環境保全を図る活動」等をいう。

4

○ 取得期間

一の年において7日の範囲内の期間

※ 「一の年」は暦年をいう。

※ 「7日」については暦日による。

※ 分割して取得することが可能である。

※ 活動場所が遠隔地にあり、活動時間と移動が連続する場合であって、移動を含めた期間が7日以内であるときは、当該往復時間も休暇対象となる。

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

※ 半日、又は1時間を単位として休暇を取得した場合であっても、7日のうち1日分を取得したこととする。

結婚休暇（5号）

職員が結婚する場合の休暇

○ 取得期間

週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間

※ 「連続する7日」の取扱いについては、暦日によるものとする。

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

5

不妊治療休暇（5号の2）

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇

- ※ 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、排卵誘発法等をいう。
- ※ 「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。
- ※ 配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合等を含む（単なる配偶者の通院の付き添いは休暇の対象とはならない。）。
- ※ 不育症（妊娠はするが、流産、死産等を繰り返す状態）に係る通院については、本休暇の対象とはならない。

6

○ 取得期間

一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

- ※ 「一の年」は暦年をいう。
- ※ 「人事委員会が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精をいう。
- ※ 当該年の途中から体外受精又は顕微授精を受けることとなった場合は、その時点から休暇の期間は10日の範囲内とする。

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

妊婦の業務軽減等休暇（6号）

妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合の休暇

- ※ 「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、母子保健法（昭和41年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとする。

7

○ 取得期間

適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間

○ 取得単位

30分又は1時間

妊婦の通勤緩和休暇（7号）

妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合の休暇

8

- ※ 「交通機関等の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務をする場合の登庁又は退庁の時間帯における常例として利用する交通機関等の混雑の程度をいう。
- ※ 「交通機関等」には、電車、バス等の公共交通機関のほか、自家用車も含まれる。
- ※ 「混雑」には、公共の交通機関の乗降場、車内及び道路における混雑も含まれる。
- ※ 「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとする。

○ 取得期間

正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間

- ※ 正規の勤務時間の始め又は終わりに分割することができる。

○ 取得単位

1分

妊産婦通院休暇（8号）

妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合の休暇

9

○ 取得期間

次に掲げるそれぞれ（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

- 妊娠満23週までは4週間に1回
- 妊娠満24週から満35週までは2週間に1回
- 妊娠満36週から出産までは1週間に1回
- 産後1年まではその間に1回

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

10	<p>産前休暇（9号）</p> <p>8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。 ※ 「産前休暇8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）」を経過してもなお出産しないで、出産予定日を相当日数経過して出産した場合は、その出産が延びた日数についても産前休暇として取り扱うものとする。 ※ 出産日は、産前休暇として取り扱うものとする。 <p>○ 取得期間 出産の日までの申し出た期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 週数には、週休日、休日又は休日の代休日を含む。 <p>○ 取得単位 1日、半日又は1時間</p>
11	<p>産後休暇（10号）</p> <p>女性職員が出産した場合の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいい、早産又は流産（妊娠中絶を含む。）の場合を含む。 <p>○ 取得期間 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 週数には、週休日、休日又は休日の代休日を含む。 <p>○ 取得単位 1日、半日又は1時間</p>

育児休暇（11号）

生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合（当該職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子を育てることができる場合を除く。）の休暇

※ 「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子を育てることができる場合」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 妻が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律により育児休業をしており、当該子を育てることができる場合
- ② 妻が人事委員会規則による産前休暇、産後休暇若しくは育児休暇の期間中又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定に基づく産前産後の休業期間中、同法第67条の規定に基づく育児時間中若しくは他の法律等の規定によるこれらに相当する期間中であって、当該子を育てることができる場合
- ③ ①又は②の場合のほか、妻が就業していないこと等により、当該子を育てることができる場合

※ 「子」の範囲には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。

○ 取得期間

女性職員にあつては1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間、男性職員にあつては1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間

※ 職員からの申出等があつた場合は、1日1回、2時間とすることができる。

※ 男性職員が取得できる期間は、1日について2時間から妻が取得する育児休暇の期間又は育児時間（労働基準法第67条）若しくは他の法律等の規定によるこれに相当する時間を減じた期間の範囲内の期間とする。

○ 取得単位

1分

生理休暇（12号）

生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合の休暇

○ 取得期間

申し出た必要な期間

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

配偶者出産休暇（13号）

職員の妻が出産する場合の休暇

※ 職員が妻の出産に伴い、病院等に入院させ、又は病院等から退院させるため妻を送迎する場合、分べんに付き添う場合、入院中の妻の世話をを行う場合、当該出産に係る子の出生の届出をする場合等職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合が該当する。

14

○ 取得期間

3日の範囲内の期間

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

育児参加休暇（14号）

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときの休暇

15

※ 「子」の範囲には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。

※ 「小学校就学の始期に達するまで」とは、その子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいう。

※ 「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する」とは、職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいう。

○ 取得期間

当該期間内における5日の範囲内の期間

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

子の看護休暇（15号）

義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇

16

- ※ 「義務教育終了まで」とは、その子の義務教育終了の日の属する年度の3月31日までをいう。
- ※ 「子」の範囲は、職員が養育する実子、養子、特別養子縁組の成立前の監護対象者等及び配偶者の子である。
- ※ 「養育する」とは、同居して監護することをいう。
- ※ 「看護」とは、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいい、後遺障害の回復訓練（リハビリ）の介助は含まない。
負傷、又は疾病には、風邪、発熱等を含めてあらゆる負傷及び疾病を含む。
- ※ 「人事委員会が定めるその子の世話」とは、子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいい、当該予防接種等は法令により定められているものに限らず、任意のものも含む。
- ※ 「勤務しないことが相当」とは、職員がその子の看護を行う必要があり、実際にその子の看護に従事する場合には、他にその子の看護を行うことができる家族等がいる場合であっても認められる。

○ 取得期間

一の年において5日（その養育する義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内

- ※ 「一の年」は1暦年をいう。
- ※ 子が義務教育を終了したことその他の事由で子の人数が2人以上から1人になった場合の本休暇の期間は、その事由が生じた時点における残日数（5日を超えるときは5日）の範囲内の期間とする。

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

短期介護休暇（16号）

要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇

- ※ 「人事委員会が定める世話」は、次に掲げる世話とする。
 - ① 要介護者の介護
 - ② 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話
- ※ 本休暇を取得した職員は、引き続いて、同一家族の看護に係る職務専念義務の免除を申請することはできない。

17

○ 取得期間

一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

- ※ 「一の年」は1暦年をいう。
- ※ 要介護者の死亡その他の事由で要介護者の人数が2人以上から1人になった場合の本休暇の期間は、その事由が生じた時点における残日数（5日を超えるときは5日）の範囲内の期間とする。

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

職員が下表に掲げる親族の喪に服する場合の休暇

死亡した者		日数
	配偶者	10日
血族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	1親等の直系卑属（子）	7日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日（◎7日）
	2親等の直系卑属（孫）	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日（◎7日）
姻族	1親等の直系尊属（父母の配偶者・配偶者の父母）	3日（▽7日）
	1親等の直系卑属（子の配偶者・配偶者の子）	1日（▽7日）
	2親等の直系尊属（祖父母の配偶者・配偶者の祖父母）	1日（▽3日）
	2親等の傍系者（兄弟姉妹の配偶者・配偶者の兄弟姉妹）	
	3親等の傍系尊属（伯叔父母の配偶者・配偶者の伯叔父母）	1日

◎～職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合
▽～職員と生計を一にしている場合

18

- ※ 社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間に限り使用することができる。
- ※ 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずるものとする。
- ※ 「子」の範囲には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。

○ 取得期間

親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間

- ※ 「連続する日数」の取扱いについては、暦日によるものとする。
- ※ 期間は、職員の願出に基づき、所属が承認を与えた期間の最初の日に始まるものとし、当該親族の死亡日又は当該事実を了知した日に始まるものではない。
- ※ 葬儀のために遠隔地に赴く必要があるときは、当該地までの距離、交通機関等の状況により所属長が必要と認めた日数を加算することができる。
- ※ 日数には、週休日、休日又は休日の代休日を含む。

○ 取得単位

1日、半日又は1時間

19	<p>祭日休暇（18号）</p> <p>職員が父母、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「父母」とは、職員の実父母及び養父母をいい、配偶者の父母は含まれない。 ※ 「子」の範囲には、特別養子縁組の成立前の監護を含む。 ※ 「祭日」とは、社会一般の慣習により設定するものとするが、神道にあっては年祭、仏教にあっては回忌等に祭事、法事等を行う日をさす。単に父母等の命日のみを理由に本休暇を与えることはできない。 <p>○ 取得期間 1日の範囲内の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 帰郷する場合の往復に要する日数は加算できない。 <p>○ 取得単位 1日、半日又は1時間</p>
20	<p>夏季休暇（19号）</p> <p>職員が夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合の休暇</p> <p>○ 取得期間 一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、勤務時間条例第8条の5第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「一の年」は、1暦年をいう。 ※ 「原則として連続する4日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。 <p>○ 取得単位 1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 特に必要と認められる場合は、1日、半日又は1時間を取得単位として分割して取得することができる。この場合、4暦日を1暦日に分割する（4暦日のうち1暦日に半日の休暇が承認された場合は、残り3暦日となる。）。

21	<p>現住居の滅失等休暇（20号）</p> <p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合の休暇</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 2 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 <p>※ 「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間 必要と認められる期間 ○ 取得単位 1日、半日又は1時間
22	<p>出勤困難休暇（21号）</p> <p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇</p> <p>※ 「その他の災害」には、検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症（季節性インフルエンザは含まない。）にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合若しくは当該感染症の防止に必要な協力を求められた場合（出勤することが著しく困難であると認められる場合に限る。）を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間 必要と認められる期間 ○ 取得単位 1日、半日又は1時間
23	<p>退勤途上の危機回避休暇（22号）</p> <p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途中における身体の危険を回避する場合の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間 必要と認められる期間 ○ 取得単位 1日、半日又は1時間